2. 申請について

(1)保育の必要性の認定

①認定区分と利用できる施設

「子ども・子育て支援新制度」は、就学前のお子さんの教育・保育を保障するための「認定制度」と「給付制度」 に大別されます。

認定には「子どものための教育・保育給付認定」と「子育てのための施設等利用給付認定」があります。「子どものための教育・保育給付認定」には1号認定・2号認定・3号認定の3つの区分があり、「子育てのための施設等利用給付認定」には新1号認定・新2号認定・新3号認定があります。お子さんの「年齢」「保育の必要性の有無」「利用する施設・サービス」等によって認定区分が異なります。

認可保育園・認定こども園(保育時間利用)・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)の利用・入園を希望される方は、市が定める基準のもとに「子どものための教育・保育認定の2号・3号認定」を受ける必要があります。

● 子どものための教育・保育給付

認定区分	認定の条件*1	保育時間区分	利用の該当施設	
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の 子ども	教育標準時間 (概ね、4時間)	幼稚園(施設型給付園) 認定こども園 (教育時間利用)	
2号認定	満3歳以上で、 <u>保育の必要性の</u> <u>事由</u> に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園 認定こども園 (保育時間利用)	
3号認定	満3歳未満で、 <u>保育の必要性の</u> <u>事由</u> に該当する子ども	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間)	保育園・認定こども園(保 育時間利用)・小規模保育 園・家庭的保育者等	

● 子育てのための施設等利用給付

● 1 日 C 0 7 C 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
認定区分	 認定の条件 ^{※1}	保育時間区分	利用の該当施設				
新1号認定	満3歳以上で、新2号、新3号認定以 外の子ども	時間区分の認定なし	幼稚園(私学助成幼稚園)				
新2号認定	4月1日時点が満3歳以上で ^{※2} 、 <u>保育</u> <u>の必要性の事由</u> に該当する子ども	時間区分の認定なし	幼稚園 認定こども園(教育時間利用)*3				
新3号認定	4月1日時点が満3歳未満で ^{*2} 、保育 の必要性の事由に該当する住民税 非課税世帯の子ども	時間区分の認定なし	認証保育所、認可外保育施設*4 一時保育、預かり保育 病児・病後児保育 町田ファミリー・サポート・センター				

- ※1 認定を受ける子どもは、すべての認定区分で小学校就学前の子どもです。
- ※2 新2号、新3号の認定区分は、クラス年齢と同じ区分で、3~5歳児クラスに該当する子どもは新2号認定、0~2歳児クラスに該当する子どもは新3号認定となります。
- ※3 幼稚園、認定こども園で、現在の1号認定のまま預かり保育を利用している場合は、新2号・新3号認定を受けることで、預かり保育分の利用料が無償化の対象となります。
- ※4 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設は除きます。

②保育を必要とする事由と利用できる時間

保護者が恒常的に下表に該当する理由で家庭保育ができない場合に認定資格が生じます。保育を必要とする事由は市が認定します。保育を必要とする事由と保護者の状況に応じて、お子さんが保育園等を利用できる時間が「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。就労の実態等に応じて必要な範囲で利用することができます。

保育を必要 とする事由	基準	保育 標準時間	保育 短時間
①就労*1	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就労が常態であること。	0	0
②疾病、負傷 又は 心身障がい	入院、常時病臥、精神性又は感染性の疾病、難病、その他通院かつ 自宅安静が必要で保育が困難であること。	0	0
③介護又は 看護 ^{※1}	月12日以上、かつ、1日4時間以上の常時観察又は付添看護・介護 又は一部看護・介護が必要と認められる者の看護・介護が常態であ ること。	0	0
④災害	災害(火災・風水害・地震等)の復旧に当たっていること。	0	0
⑤就学*1	月12日以上、かつ、1日4時間以上の就学(通学又は職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設に通所していること)が常態であること。	0	0
⑥出産	出産のため保育が困難であること。 ※認定期間は出産予定月及び前後各2か月の計5か月間。出産後、 育児休業取得希望の場合はP.28~29参照。	0	0
⑦育児休業	入園後に出産し育児休業を取得する場合で、継続利用が必要であること。 ※認定期間は育児休業取得対象の子が1歳になる年度末まで。ただし、条件により2歳になる年度末まで延長可能。P. 28~29参照。		0
⑧求職	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。 ※認定期間は3か月まで。P.26参照。	% 2	0
⑨両親不存在	父母ともに死亡、行方不明、拘禁中等であり、同居の親族になんら かの要件があって保育が困難であること。	*	2
⑩その他	⑩その他 上記の他、保育が必要と認められる場合		

^{※1 「}就労」・「介護又は看護」・「就学」は、上記の日数及び時間のいずれかひとつでも基準を下回ると、保育園等の入園資格がなくなりますのでご注意ください。

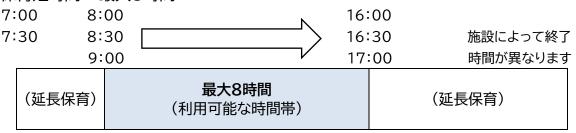
- ※2 保育の必要性の実態に応じて時間区分を認定します。
 - ①、②、③、⑤の事由は、就労証明書等その他必要書類を審査し、短時間又は標準時間に認定します。
 - ④,⑥の事由は、基本的には標準時間認定ですが、保護者の希望により短時間認定も可能です。
 - ⑦の事由は、短時間のみの認定です。
 - ⑧は、基本的には短時間認定ですが、特別な事由がある場合に限り標準時間とします。

■保育時間区分について

● 保育標準時間:最大11時間



● 保育短時間:最大8時間



- ※利用時間は施設によって異なります。
- ※延長保育は別途料金がかかります。詳細については直接園にお問い合わせください。
- ※認定された保育時間区分は、利用することが可能な最大限の枠として設定されるものです。子どもの 育成上の配慮の観点等から、<mark>保育を必要とする時間帯で利用していただくようお願いいたします。</mark>

■支給認定証について

支給認定証は、申請受付から原則30日以内に交付します。ただし、4月は申請件数が多く、認定事務が集中するため、認定証は3月末頃交付の予定です。

<u>すでに支給認定証の交付を受けている方には、認定期間、保育の事由・時間区分等の変更がなければ、再交</u> 付は行いません。

支給認定証の有効期間は、保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3 号認定については満3歳の誕生日の2日前までを基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しな くなった場合は、その時点までとします。ただし、求職活動が事由である場合については、3か月間を基本的な 有効期間として取り扱います。

なお、支給認定証は、利用する施設から提示を求められる場合がありますので、大切に保管してください。

また、<mark>3号認定のお子さんが、2号認定になる際は、市町村が認定の変更を行いますので保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。</mark>

- (2)申請の手続きから入園の決定まで
- ①はじめに確認していただきたいこと
 - ★子さんのクラス年齢と、希望する保育園等に該当のクラスがあるか、確認してください。
 ★P.15、P.47~P.53
 - 必要書類をよく確認して申請をしてください。 **→** P.20~P.23
 - 保護者(父母両方)の方の「保育の必要性を確認する書類」を揃えて申請してください。 →P.21
 - 必要書類や記入方法など、不明な点がある場合は事前に保育・幼稚園課へ相談してください。4月入園 (一次募集)の申請期間は相談等で電話及び窓口が大変混み合うため、相談を希望される場合は、申請 期間開始前の相談をお勧めします。
 - 希望する保育園等の受入れ年齢、受入れ人数、開園時間、延長保育時間等を事前に確認し、必ず利用可能な施設のみ記入してください。保育の利用申込書の「入所を希望する保育所等の名称」欄は、5か所全てを記入する必要はありません。
 - 各保育園等は、園の特徴を生かした保育を行っています。お子さんは就学前までの大切な時期を保育園等で過ごすことになりますので、お子さんに適した園を選択することが大切です。申請される前に入園を希望する保育園等にご連絡の上、お子さんを連れて必ず見学してください。
 - ※家庭的保育者(保育ママ)をご希望の方は、見学をされていないと申請することができません。
 - <u>※アレルギー、てんかん、けいれん、喘息、障がいなどの特別な配慮が必要なお子さんは、見学の際に</u> お子さんの状況や様子を伝え、対応等についてご相談、ご確認ください。



ご注意ください

- ●FAX及び市民センター窓口での申請や書類提出は、取り扱っていません。
- ●入園は毎月1日付けのみであり、月途中の入園はありません。
- ●申請は、保護者が「町田市保育の利用申込書取下げ届」を提出しない限り2027年3月まで有効です。
- ●虚偽の内容で申請した場合は、内定・入園を取り消します。
- ●保育園等への入園については、希望者が多数いるため入園できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

②入園できる年齢

入園月の1日に生後8週間を過ぎているお子さんから、小学校入学前までのお子さんが対象ですが、保育園等によって受入れ年齢が異なります。町田市認可保育園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)一覧(P.47~P.53)をご確認ください。2026年4月1日の年齢がクラスの年齢基準になります。

クラス年齢	該当する生年月日		
0歳児	2025年4月2日以降に生まれた子 ※1		
1歳児	2024年4月2日 ~ 2025年4月1日生まれ		
2歳児	2023年4月2日 ~ 2024年4月1日生まれ		
3歳児	2022年4月2日 ~ 2023年4月1日生まれ		
4歳児	2021年4月2日 ~ 2022年4月1日生まれ		
5歳児	2020年4月2日 ~ 2021年4月1日生まれ		

※1 2026年4月1日入園可能なお子さんは、2026年2月3日生まれまでのお子さんです。出産(予定日)が申請締切 後になる場合でも、出産前に申請できます。(出産が2月4日以降の場合は5月以降の選考となります。)その際、 保育の利用申込書の申請児童名の氏名は名字のみ、生年月日は出産予定日で記入してください。

③各保育園等の募集人数公開日 (まちだ子育てサイトをご覧ください)

- ◆ 4月入園一次募集人数:2025年9月1日(月)
- ◆ 4月入園二次募集人数:2026年1月9日(金)
- 5月以降の募集人数:前月の6日頃

○ まちだ子育てサイト

二次元コードを読み取ると、「2026年度の入園申込みについて」のページが開きます。



まちだ子育てサイト>あずける>幼稚園・保育園等に入園したい方へ> 保育施設(保育園等)>2026年度の入園申込みについて>

④申請方法

- オンラインまたは郵送で申請してください。
- お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がい、投薬等が必要な場合、また町田市外の保育園等を申請す る場合は町田市役所2階保育・幼稚園課 204 窓口で申請が必要です。 →P.17
- 申請方法に関わらず、申請期間は同じとなります。(窓口申請については、土・日・祝日・12/29~1/3 を 除く)

■オンライン申請

スマートフォンまたはパソコンで申請できます。 まちだ子育てサイトから申請してください。





- ・スマートフォンまたはパソコン
- ·必要書類(P.20~23)
- ※必要書類は画像ファイル形式(対応拡張子: PNG・JPG・JPEG)または PDF 形式で添付してください。

● 申請の流れ

- (1)アカウント(Google、LINE、Graffer)でログインまたはメールを認証する (アカウントでログインしていただくと、申請の一時保存が可能です。)
- (2)必要事項の入力および必要書類の添付
- (3)申請完了後、自動応答の申請到達メールが届く (申請到達メールに記載されている URL から申請内容の確認ができます。)
- ※詳しい操作方法は、まちだ子育てサイトに掲載の「オンライン申請操作方法」をご覧ください。
- ※締め切り間際のアクセス集中等、予期せぬ通信障害が起きた場合のトラブルについては一切責任を負 いません。期日には余裕をもって申請してください。

■郵送申請

郵便申請票(P.55 または P.56)を切り取り、貼り付けた封筒に必要書類を封入し、申請期間内必着で 送付してください。郵便申請票には差出人の氏名及び住所を必ず記入してください。(封筒、郵送費用は各 自でご負担いただきます)

- ※郵送で申請された場合でも、保育の必要性の審査等のため、電話による聞き取りや窓口にお越しいた だき対面で確認をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。
- ※所定の切手を貼り、料金不足の無いように、締切に間に合うように送付してください。
- ※料金不足で到着した場合は、受理せず書類一式を返却します。
- ※未着・不着等の郵送事故には責任を負いかねます。ご心配な場合は、追跡可能な郵便で送付してくださ い。お電話で到着確認の問い合わせはできません。





■窓口申請

以下のいずれかに該当する場合は、申請内容の確認等を窓口で行う必要があるため、オンライン及び郵送では申請できません。町田市役所2階 保育・幼稚園課 204 窓口で申請してください。

なお、以下のいずれにも該当しない場合は、町田市役所2階保育・幼稚園課 204 窓口に設置されている 提出専用ポストを利用してください。



窓口で申請が必要な方

- お子さんに重篤なアレルギー、病歴や障がい、投薬等が必要な場合 →後日、お子さんの状況について電話等で確認する場合があります。
- 町田市外の保育園等を申請する場合→オンライン申請では、希望園に市外の保育園等を選択することはできません。
- 申請時間は8:30~17:00です。(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)
- 窓口提出専用ポストへ投函できる時間も上記と同様です。
- 窓口提出専用ポストを利用する場合は、封筒(各自でご用意ください)に申請書等を入れ、封をして投函してください。



ご注意ください

- 記入内容や必要書類についてご不明な点がある場合には、事前に相談してください。
- 市外に住所を有し、町田市内の保育園等を申請する場合は、住民登録のある市区町村に申請が必要です。ただし、町田市に転入予定の場合は、直接町田市に申請してください。 ⇒ P.26
- <u>受付後に申請書等のコピーをお渡しすることはできません。必要がある場合は、各自でコピーをお取り</u> ください。

⑤4月入園(転園)申請の流れ

- ①<u>認定こども園を第1希望とする</u> 2号児(3~5歳児クラス)の入園申請
- 申請期間:2025年10月1日(水)~ 10月14日(火)
- 申請方法:第1希望の各認定こども園へ申請

※市外の保育園等の入園申請に ついて⇒ P.25 ②認可保育園

<u>認定こども園 3号児(0~2歳児クラス)</u> 小規模保育園

家庭的保育者(保育ママ)の入園申請

● 申請期間:2025年10月1日(水)~11月5日(水)必着

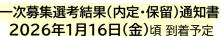
(窓口は土・日曜日、祝日を除く)

● 申請方法:<u>オンライン申請</u>または郵送申請 ※P.17の「窓口で申請が必要な方」に該当する場合は、窓口申請が必 要です。

書類確認

書類内容を電話等で確認する場合があります。

審查•選考



一次募集の選考における内定を辞退した方は、4月二次募集の選考対象にはならず、5月入園から対象となります。 ※2026年度中は辞退した園を再度、希望園とすることはできません。

内定

1

保留

二次募集(欠員募集)

● 申請期間:2025年11月6日(木)~2026年2月4日(水)必着

(窓口は土・日曜日、祝日を除く)

- 申請方法:オンライン申請または郵送申請
 - ※P.17の「窓口で申請が必要な方」に該当する場合は、窓口申請が必要です。
- 4月入園(転園)の申請期間内(2025年10月1日(水)~11月5日 (水))に申請されなかった方は、この期間に申請してください。
- 4月入園(転園)の一次選考で保留となった方の希望園の変更、保護者の状況(就労等)の変更などの申請はこの期間に行ってください。
- ※一次選考後に欠員がある保育園等のみ二次選考を行います。なお、欠員がない場合、二次選考は行いません。

入園が内定した保育園等での入園 説明会・健康診断の終了後、4月1日 に承認通知書を発送します。

内定

書類確認・審査・選考

二次募集選考結果(内定·保留)通知書 2026年3月9日(月)頃 到着予定

※一次選考で保留の方には、内定の場合のみ結果通知書を発送します。

保留

承認

入園

※徐々に環境に慣れていただくため、 慣らし保育を行う場合があります。

申請は、2026年度中(2027年3月入園選考分まで)有効です。

5月以降の選考結果は入園内定時のみ電話連絡いたします。なお、希望園変 更や就労証明書等は各月の入園申請締切日までに提出してください。

- 2026年4月の転園希望者及び2025年度に申請中で待機となっている方も、上記期間内に申請してください。
- 2026年度中に待機の方で、2027年度も保育園等の入園及び転園を希望する方は、改めて新年度用の申請が必要です。

⑥5月以降の入園(転園)申請の流れ

①<u>認定こども園を第1希望とする</u> 2号児(3~5歳児クラス)の入園申請

●申請方法:第1希望の各認定こども園へ申請

※市外の保育園等の入園申請に ついて⇒ P.25

②認可保育園

認定こども園 3号児(0~2歳児クラス)

小規模保育園

家庭的保育者(保育ママ)の入園申請

●申請方法: <u>オンライン申請</u>または郵送申請 ※P.17の「窓口で申請が必要な方」に該当する場合は、窓口申請が必 要です。

書類確認

書類内容を電話等で確認する場合があります。

審查·選考

毎月25日頃、退園等により定員に空きが生じた園の み審査・選考を行います。





選考結果(内定・保留)連絡

内定の場合のみ電話で連絡します。 保留の場合は入園希望月の1日付で保留通知を発送します。

内定

保留

入園が内定した保育園等での入園説明会・健康診断の終 了後、内定月の1日付で承認通知書を発送します。

承認

申請は2026年度中(2027年3月入園選考分まで)有効です。 選考結果は申請月のみ通知します。

翌月以降の選考結果は入園内定時のみ連絡いたします。 なお、希望園変更や就労証明書等は、各月の入園申請締切日ま でに提出していただくと翌月入園分の選考から有効となりま す。

入園(内定月の1日)

● 5月以降の毎月の申請締切日

入園希望月	締切日(必着)
5月1日	4月15日
6月1日	5月15日
7月1日	6月15日
8月1日	7月15日
9月1日	8月14日
10月1日	9月15日
11月1日	10月15日
12月1日	11月13日
1月1日	12月15日
2月1日	1月15日
3月1日	2月15日

- 各保育園等の園児募集人数は<u>前月6日頃</u>にまちだ子育てサイトで公開します。
- 右の二次元コードを読み取ると、「2026年度の入園申込みについて」 のページが開きます。
- 2026年度中に待機の方で、2027年度も保育園等の入園及び 転園を希望する方は、改めて新年度用の申請が必要です。

⑦必要な書類

●各書類は、まちだ子育てサイトからダウンロード・印刷ができます。



A. すべての方が必要な書類(転園申請も同様です)

必要な書類	注意事項
・【1-1】2026年度町田市子どもの ための教育・保育給付支給認定申 請書(保育用)兼保育の利用申込書	オンライン申請の場合は、入力フォームに従い必要事項を入力してください。
・【1-4】2026年度保育の利用申込 みに関する同意書(保育・幼稚園課 提出用)	すべての事項をよくお読みの上、署名をお願いします。

● 必要書類早見表

	必要書類 保護者の事由・ 世帯の状況		証明書類※1	スケジュール表	手帳のコピー 医師の診断書	時間割等	日子健康手帳の	または発注書	2か月分のコピー他 施設の領収書
	会社勤務 (採用予定含む)	0							
	育児休業中で復帰予定	0%2		0%3					
_	個人事業主	個人事業主 〇 〇		02.5					
保護者の事由	内職	0						0	
者の表	出産						0		
由由	疾病・障がい				0				
	看(介)護			0	0				
	求職								
	就学(予定含む)			0%4		0%4			
世帯の	認可外保育施設を利用	0							0
況の	妊娠中の方						0		

- ※1 直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピーを提出してください。
- ※2 「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間が明記された就労証明書を提出してください。
- ※3 2つ以上の就労先で就労している場合はスケジュール表を提出してください。
- ※4 スケジュール表または時間割のどちらか一方を提出してください。

B. 保育の必要性を確認する書類(父・母および60歳未満の同居祖父母の分がそれぞれ必要です)

	護者の事由	必要な書類	注意事項
	会社勤務の方 (採用予定含む)	【1-5】就労証明書	
	育児休業中で復帰 予定により申請す る方	【1-5】就労証明書	「9育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児 休業期間が記載された就労証明書をご提出ください。入園月の末日までに職場に復帰することを条件 「選考をします。したがって、期限までに復帰しない場合は、入園承認の取消し、または退園となります。 詳しくはP.27「育児休業取得中の申請」を確認してく ださい。
就労	個人事業主	①【1-5】就労証明書 ②個人事業の開業・廃業等届出 書のコピー ※①・②両方の提出が必要	個人事業の開業・廃業等届出書のコピーが準備できない場合は、報酬等が客観的に分かるもの(直近の確定申告書等の「収入を証明するもの」や営業許可証、開業届、登記簿謄本、直近3か月内の帳簿等、「個人事業主であることを証明するもの」のいずれかのコピー)を提出してください。
	内職の方	①【1-5】就労証明書 ②直近の納品書または発注書 ※①・②両方の提出が必要	
出産		①母子健康手帳(母の氏名のページ)のコピー ②母子健康手帳(分娩予定日のページ)のコピー ※①・②両方の提出が必要	出産月をはさみ前後2か月(最大5か月)は、「出産」の要件での申請となります。詳しくはP.27「妊娠・出産事由の申請」を確認してください。
疾病·阝	章がい	医師の診断書または 手帳のコピー	
看(介)護		①医師の診断書または 手帳のコピー ②【1-6】スケジュール表 (町田市書式) ※①・②両方の提出が必要	手帳のコピーの場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証(要件が看(介)護の場合)などを提出してください。
求職		なし	<mark>求職中で入園した方は3か月間の期限付き入園</mark> となります。詳しくはP.27「求職中の申請」を確認してください。
就学(予定含む)		①在学証明書 ②【1-6】スケジュール表(町田 市書式)または時間割等 ※①・②両方の提出が必要	就学予定の方は合格通知書及び年間のカリキュラム を提出してください。

ご注意ください

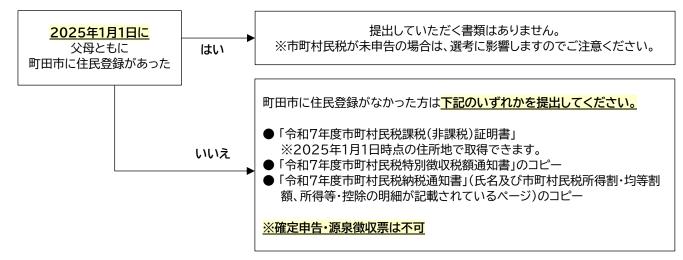
- 町田市外の保育園等を希望される場合は、各市区町村によって入園の要件・必要書類が異なりますので、保育園等の所在する市区町村にご確認の上、申請してください。
- 保育を必要とすることを証明した書類の提出がない場合や、有効期間が過ぎた書類が提出された場合、「求職活動」 として選考します。
- 就労証明書に代表者印は不要です。(ただし、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪等に該当する場合があります。)
- <u>就労証明書の有効期間は、証明日から3か月以内です。</u>内容を訂正する場合は二重線を引いてください(証明する雇用主に無断での訂正はできません)。また、修正液等での訂正は無効です。
- 就労証明書は【1-5】の様式を使用してください。その他の様式や在籍証明書等は無効となります。
- 医師の診断書の有効期間は、証明日から6か月以内です。また「診断名」と「初診日」の記述が必要です。

C. 状況により必要な書類

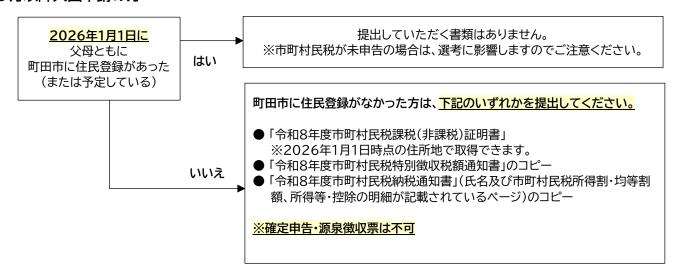
書	書類が必要な方		必 要 な 書 類	注意事項	
お子さんについて	子 認可外保育施設や 一時保育等を利用して いる方		直近2か月で月12日以上・1日4時間以上利用したことが分かる以下のいずれか一点・領収書のコピー・在籍証明書・保育料が引き落とされている通帳のページと通帳の名義人の分かる表紙のコピー	他施設利用での加点は、就労証明書に直近2か月で1日4時間、月12日以上勤務したと確認できる実績が記入されている場合に限ります。詳しくは、まちだ子育てサイトに掲載されている「よくあるお問い合わせ」の「点数(選考指数)・選考方法」を確認してください。➡P.39	
	2つ以上の就労先で就 労している方		【1-6】スケジュール表 (町田市書式)	2つ以上の就労先で就労している方は、各就労先 での就労時間が分かるようにスケジュール表を 記入の上、提出してください。	
	妊娠。	中の方	①母子健康手帳(母の氏名のページ)のコピー ②母子健康手帳(分娩予定日のページ)のコピー	申請時に妊娠している場合で入園希望月1日が 産前・産後休暇期間にあたる場合は、申請時に就 労中であっても「出産」の要件となりますのでご 注意ください。詳しくはP.27「妊娠・出産事由の 申請」を確認してください。	
	ひとり	3か月以上遺棄されている場合	なし	捜索願の受理番号を申し出てください。	
保護者		ひとり親の方	離婚を前提に3 か月以上別居し ている場合	なし	「別居」とは住民票を別にし、及び居住の実態を
について			離婚を前提に配偶者と別居し、かつ家庭裁判所に離婚調停を申し立てしている場合	離婚調停の申立書のコピー	分けていることを指します。 また、単身赴任等で住民票を別にしている場合、 ひとり親としての申請はできません。
		住民票を異動するとは、家庭調師で裁判を明めて、家庭のでのでででは、のでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	離婚調停の呼出状のコピー		
		離婚、死別、 未婚の場合	なし	住民票上同一住所の場合は、ひとり親としての申請はできません。	

D. 税額のわかる書類

■4月から8月入園申請の方



■9月以降入園申請の方



■税額のわかる書類について

- 保護者(父母)それぞれの方の書類が必要です。締切日までに提出がない場合、選考は書類不備扱いとなります。
- 祖父母と同居されている方
 - →保護者の収入の合計が生活保護基準以下の世帯は、同居の祖父母も含めて主たる生計者として給食費の負担軽減対象者や延長保育料の減免対象者を決定します。そのため、同居の祖父母の書類も必要となる場合があります。
- 養育費を受けている方
 - →ひとり親の方で、子の父または母から養育費を受けている方は、主たる生計者を決定する際、養育費一年分(4月~8月入園申請の方は2024年1月~12月、9月以降入園申請の方は2025年1月~12月)の金額がわかる書類(通帳のコピー、書留のコピー等)を提出してください。
- 生活保護を受給されている方
 - →「生活保護受給証明書」を提出してください。
- 海外に住んでいた方
 - ➡「【1-13】海外居住者用収入申告書」をご提出ください。まちだ子育てサイトからダウンロードできます。 ➡P.40
- 上記のいずれの書類も提出できない方
 - →保育・幼稚園課支援係(042-724-2137)までご相談ください。

⑧選考方法

町田市保育所等入所選考基準に基づき、申請されたお子さんのなかで指数の高い順に選考します。ただし、次の場合には優先的に選考します。

- 認定こども園または家庭的保育者(保育ママ)を第1希望としている方
- 2歳児クラスまでの保育園等を卒園し、3歳児クラスの入園申請が改めて必要となる方 ➡ P.54

9入園の決定

- 結果(内定・保留)通知書到着前の選考結果についてのお問い合わせにはお答えできません。
- 虚偽の内容での申請及び不正な事実が判明した場合には、内定・入園を取り消します。
- 保留通知書は初回のみ発送します。1回の申請に対して1度のみの通知となりますので、待機中に保留通知書が必要な場合は手続きが必要となります。
 - → P.40「【1-8】町田市保育の利用保留通知書(保育所等入所待機証明書)発行依頼書」 ※まちだ子育てサイトからオンライン申請または書式をダウンロードし郵送申請してください。
- 保育園等への入園が内定した後、各園で入園説明会・健康診断を受け、入園が決定されます。
- 認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)に内定の方は、園または保育者と保護者との間で利用契約をします。
- 入園は毎月1日からとなります。月途中からの入園はできません。

● 選考結果(内定・保留)通知書の発送について

選考対象月		対 象 者	内定の場合	保留の場合	到着予定日
4.0	一次	2025年10月1日(水)〜 2025年11月5日(水)の間に 申請された方	「内定通知書」を 郵送します	「保留通知書」を 郵送します	2026年1月16日(金)頃
4月	二次	一次選考で保留の方	「内定通知書」を郵送します	「保留通知書」は 初回のみ発送の ため、二次選考 では郵送物はあ りません	内定の場合のみ 2026年3月9(月)頃
		2025年11月6日(木)〜 2026年2月4日(水)の間に 申請された方	「内定通知書」を 郵送します	「保留通知書」を郵送します	2026年3月9日(月)頃
5月以	【降	2026年2月5日(木)以降に 申請された方	入園前月の下旬 に電話でご連絡 します	「保留通知書」を 入園希望月の 1日付けで郵送 します	

(3)申請にあたっての注意事項

①入園(転園)申請の取下げ

入園(転園)申請の希望を取りやめる場合は、速やかに「【1-9】町田市保育の利用申込書取下げ届」を提出してください。特に転園申請をしている場合は、転園内定と同時に在園中の保育園には通えなくなりますので転園の必要がなくなりましたら、速やかに届け出てください。
→P.40【1-9】「町田市保育の利用申込書取下げ届」※まちだ子育てサイトからオンライン申請または書式をダウンロードし郵送申請してください。

②転園申請

新規に入園申請をされる方と同様に、申請書類一式をご準備いただき申請してください。転園は、内定と同時に、在園中の保育園等において他のお子さんの入園を内定します。したがって、いかなる理由であれ在園中の保育園等へ戻ることはできず、転園しない場合は、退園となります。転園は、よく検討してから申請してください。

※新規の入園申請と同様に、オンラインまたは郵送で申請してください。

③市外の保育園等の入園申請(転出予定、里帰り出産等)

- 市外の保育園等への入園を希望する方は、保育園等の所在する市区町村の保育園担当部署に入園希望 <u>月までの転出予定の有無を伝えたうえで、</u>申請締切日、必要書類、申請条件等を事前に確認してください。 申請先の市区町村に転出予定がある方は、原則として直接、転出(予定)先の市区町村へ申請してく ださい。
- <u>申請先の市区町村に転出予定のない方、複数の自治体に同時に入園申請をする方</u>は希望先の市区町村の締切日の1週間前までに町田市の申請書を使用し町田市(市役所2階保育・幼稚園課204窓口)へ申請してください。オンライン及び郵送では申請できません。



ご注意ください

申請先の市区町村へ転出する予定がある場合は、転出先住居の「売買契約書」や「賃貸借契約書」などのコピー、税書類等が必要となることがありますので、併せてご確認ください。

④市外に転出予定がある方の町田市内の保育園等への申請

- 4月入園の場合…4月1日時点で町田市に住民票があることが入園の条件となりますので、4月1日以前に 転出した場合は、内定・入園が取消しとなります。
- 5月以降入園の場合…入園月の1日時点で町田市に住民票があることが条件です。



ご注意ください

転出後も町田市内の保育園等への入園を希望する場合は、転出先市区町村での入園申請が必要となります。ただし、選考対象となるのは、町田市民の選考が終わった後となります。

⑤市外から町田市内の保育園等への申請(転入予定等)

(ア)町田市に転入予定のある方

● 入園希望月の申請締切日までに転入される場合 お住まいの市区町村を通さず、転入後に直接町田市へ保育園等の入園申請をしてください。

● 入園希望月の申請締切日以降に転入される場合

お住まいの市区町村を通さず、直接町田市へ保育園等の入園申請をしてください。なお、P.20~P.23「必要な書類」に加えて、以下の書類が必要です。

- (1) <u>入園を希望するお子さんの住所・生年月日を確認できる身分証明書</u>として、乳児医療証(マル乳)・マイナンバーカード(顔写真のある面)・住民票の写しのいずれか1点のコピー
- (2) <u>転入予定住所(町田市の住所)、転入可能年月日(入居日・引渡し日等)のわかる書類</u>(「売買契約書」、「賃貸借契約書」、「工事請負書」、「【1-18】同居(居住)についての同意書」等)
 - ※転入予定の方は町田市民と同様に選考します。ただし、<mark>入園希望月の前月末日までに町田市へ住民票</mark> <u>の異動及び町田市民としての入園手続きがされない場合、内定しても入園は取り消しとなります。</u>保留となった場合、翌月以降は市外者として選考します。また、<u>上記(1)・(2)の書類が提出されない場合、町田市への転入予定があっても下記「(イ)町田市に転入予定のない方」として選考します。</u>

(イ)町田市に転入予定のない方

町田市外にお住まいの方が町田市の保育園等へ入園申請する場合、お住まいの市区町村の保育園等担当部署に申請してください。P.20~P.23「必要な書類」に加えて、お住まいの市区町村が指定する書類が必要な場合があります。

- ※町田市民の選考後、保育園等に空きがあった場合のみ選考の対象となります。
- ※4月の入園を希望される場合は、一次選考の対象にはならず二次選考で町田市民の選考後に空きが生じたときに選考の対象になります。

● 町田市外在住で町田市内の保育園等で勤務されている保育士・看護師等の方

P.44別表第2、調整指数「オ」の加点に該当する場合(町田市内の保育園等に勤務している保育士・看護師等※が町田市内の保育園等へ入園申請する場合)は転入予定がない場合であっても、町田市民と同様に4月入園一次募集の対象となります。

4月入園一次募集に申し込む場合は、現在お住まいの市区町村への申請時に、保育士・看護師等のため町田市の一次募集の対象である旨を必ず申し出てください。

※一定水準以上の勤務されている方が対象となります。詳細はP.45備考欄5をご確認ください。

⑥求職中の申請

- 求職中で入園した場合は、3か月間の期限付き入園となります。
- 求職中で入園した方は、期日までに【1-2】「町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変 更届」と【1-5】「就労証明書」を提出してください。提出がない場合は退園となります。➡ P.40
- 就労先が決まった場合、保育の事由及び就労時間によっては保育時間区分が変更になります。期日までに上記書類の提出がない場合には、保育時間区分を保育短時間(8時間)から保育標準時間(11時間)に希望されても翌月から反映できません。延長保育料がかかりますのでご了承ください。

※提出期限:入園から3か月目の15日(土・日・祝日の場合は前開庁日)まで

⑦妊娠・出産事由の申請

- → 入園希望月の1日が、出産(予定)月をはさみ前後2か月にかかる場合は、出産の事由で選考します。出産の事由で選考するのは、出産予定月を含め最大で5か月間です。
- 保護者(母)の保育を必要とする事由を「出産」で申請する場合は、「出産後の予定」を利用申込書に記入してください。
- 同時期に保護者(父)が出産にかかるお子さんの育児休業を取得する場合は、入園月の末日までに職場に復帰することを条件に選考をします。
- 出産の事由で入園し、出産の認定期間後も在園を希望する場合、出産(予定)月の3か月目以降の保護者(母)の、保育を必要とする事由の変更手続きが必要です。
 - 期日までに【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届と、変更後の事由を確 <u>認できる書類</u>を提出してください。 →P.40
- 保育を必要とする事由を「出産」で申請をして保留(待機)になった場合、出産(予定)月の3か月目以降の 保護者(母)の保育を必要とする事由の変更手続きが必要です。
 - 期日までに【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届と、変更後の事由を確 <u>認できる書類</u>を提出してください。→P.40

※提出期限:出産(予定)月の2か月目の15日(土・日・祝日の場合は前開庁日)まで

⑧育児休業取得中の申請

- 育児休業取得者と認められるのは、法令に基づく休業取得者のみです。
- 【1-5】就労証明書の「育児休業期間」欄に取得中または取得予定の育児休業期間の記載が必要です。
- 育児休業から復帰予定での新規の申請は、<mark>入園月の末日までに職場に復帰することを条件に選考をします。</mark>したがって、期限までに復帰しない場合、入園承認の取消し、または退園となります。(復帰日が公休日で勤務日数が0日となる場合も同様です。)

期日までに【1-12】育児休業復帰証明書(復帰月の就労実績が入ったもの)を入園後に提出してください。 (【1-2】町田市子ども・子育て支援法に基づく認定変更申請書兼変更届から申請)⇒P.40

● 育児休業中は、「調整指数 就労ウ」には該当しません ⇒P.44

※提出期限:入園月の翌月の15日(土・日・祝日の場合は前開庁日)まで

⑨疾病・障がい事由の申請

● P.20~P.23「必要な書類」に加えて、「【1-21】疾病・障がいに関する現況届」の提出が必要です。「【1-1】町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請(保育用)兼保育の利用申込」の申請とあわせて、ご提出ください。

※提出期限:各月の入園申請の締切日まで

⑩看(介)護事由の申請

● P.20~P.23「必要な書類」に加えて、「【1-22】介護・看護に関する現況届」の提出が必要です。「【1-1】 町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請(保育用)兼保育の利用申込」の申請とあわせて、ご提出ください。

※提出期限:各月の入園申請の締切日まで

⑪障がい等の発達に支援・配慮が必要なお子さんの申請

認可保育園・認定こども園・小規模保育園・家庭的保育者(保育ママ)は療育施設ではありません。

- 保育園等では発達や健康に配慮が必要な場合も受け入れ可能です。入園を希望する場合は、保育幼稚園課までお問合せください。
- お子さんの状態や保育園等の体制などによって受け入れ状況が異なりますので、必ず事前に医療機関にて集団保育の可否の確認をするとともに、申請前にお子さんと一緒に入園を希望する保育園等の見学を行い、保育園等での対応についてご相談ください。
- 申請時に申し出なく内定や入園した場合は、取消しや退園となることがありますので、ご注意ください。

②食物アレルギー等のあるお子さんの申請

- 食物アレルギーのあるお子さんに対しては、医師の指示に基づき除去食の対応をしています。しかし、在 園児の除去食対応人数などにより、新たに受入れができない場合があります。
- 重度の食物アレルギー等の場合は、保育園等により受入れ状況が異なり、ご家庭からお弁当をお持ちいただく場合もあります。
- 申請前にお子さんと一緒に入園を希望する保育園等の見学を行い、事前に食物アレルギーの対応状況について確認してください。
- 宗教上の理由や病気等により給食から除去が必要な食品がある場合も、必ず希望される保育園等に対応 状況について確認してください。